

# 鎌倉市立御成小学校いじめ防止基本方針

鎌倉市立御成小学校

令和8年4月

## 【学校教育目標】

「自立と自律を身につけ共生できる子ども」

## 【重点目標】

- 社会性・道徳性を養い、豊かな心、豊かな感性を育む
- 学習意欲を高め、確かな学力の向上に努める
- 安心して学び生活できる、楽しい学校、安全で開かれた学校をめざす

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

## 【いじめに対する基本認識】

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、いじめに直接関わった子どもたちだけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

## 1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として決して許されない行為であり、あらゆる機会を通して子どもたちの心に訴えかけていかなければならない。また、「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、多様な態様があることから、いじめられた児童の立場に立ち、いじめと感じたものは全ていじめとしてとらえる必要がある。

いじめ問題に取り組むにあたっては、教職員がチームとなって迅速に対応することが必要であり、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組む。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指していく。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていく。

## 2. いじめの防止等に関する取り組み

### (1) いじめの未然防止のための取組

- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- 児童に学校教育目標である「自立と自律を身につけ共生できる子ども」を常に意識させ、自分や仲間を思いやる心を醸成すると共に、いじめの傍観者とならず、自分たちで止めさせるための行動を取ったり、大人に助けを訴えたりするなど、学校教育目標の具現化に努める。
- 「特別の教科道徳」の時間などを通して、児童が主体的にいじめの問題に取り組めるよう、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童がいじめの問題について自ら考える機会を設ける。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。また、日頃からわかる授業を心がけ、児童が安心して取り組むことができる授業づくりに努める。
- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進める。
- ピンクシャツデーの取組など、児童主体のいじめ防止啓発活動を実施する。
- 学校関係者や地域との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定する。
- コミュニティスクール会議を活用し、地域の方々から学校外での児童の様子などの情報や意見を聴取し、地域とともに児童を見守る体制づくりに努める。
- いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施する。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」問題である、という認識を持ち、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
  - <定期的な調査方法>
  - ・児童対象いじめ等のアンケート調査
  - ・個人面談（教育相談）を通じた学級担任等による児童からの生活や学習に関する相談・面談
- 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ・教育相談員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・いじめ相談窓口の設置と周知
- ・相談箱の活用

【いじめ防止等に関する年間計画（令和7年度の取組）】

月	いじめ防止等に関する取組	
	☆未然防止 ★早期発見	
年間	☆児童会・特別活動 ☆道徳教育 ☆OGT(情報モラル学習) ☆校内研究公開授業(5～12月まで) ★教育相談員・スクールカウンセラーの活用 ★学年会等における情報共有(情報共有シートの入力) ★プッシュ面談 ☆★学年集会 ☆★児童支援グループ・児童指導委員会の実施(月1) ☆★支援スタッフ会議の実施・児童支援に関わる職員間との情報共有・連携など(月1回) ☆★関係機関、関係職員による情報共有と対策会議の開催および対応の確認(随時)	
	☆未然防止 ★早期発見	具体的な活動内容
4	☆学級のルール作り	誰もが安心して過ごすことのできる学級づくりのために、学級のルール作りや、指導、支援方針を明示する。
	☆学年懇談会	学校、学級の児童の学習や生活状況の説明を行ったり、保護者との意見交換や情報交換を行ったりする。
	☆児童支援全体会	具体的な支援体制と支援方法について、教職員で確認をして連携を深める。
	☆特別支援学級の学級経営方針等の共有と共通理解	支援級の体制、および一人ひとりの交流学級での過ごし方などを共有し、教職員の連携を深める。
	★新年度児童引継ぎ	新旧担任、および、関わるすべての教職員と必要な情報を共有し、より良い児童関係が築けるよう引き継いでいく。

	★教育相談期間	児童への配慮事項等を保護者と共通理解を図り、共に見守っていく。
5	☆校内研究	学年の実態把握、児童理解を目的に、学年での研究授業・参観を校内で行う。
	☆児童支援全体会	児童の情報共有を全職員で行い、支援方法等を確認し合う。
	☆宿泊学習事前指導	活動の目的・目標を意識させる。 ルール・約束を学年集会で伝える。
	☆授業参観	全員が参加することができる授業を行う。
	☆ICT 支援員による授業サポート	専門の方から説明を受けることで、情報モラルの意識を高め、ネットによるいじめへの抑制へつなげる。
6	☆個人面談	学校での生活の様子を伝えるとともに、家庭で話題になっていること・心配事などを保護者と担任で共有する。
	★アンケート実施前の授業(道徳)	クラスの実態や最近の様子を踏まえて教材を選択し、アンケート前に自分ごととしてふり返る時間を設定する。
	★アンケート実施	児童の思い・気持ちをキャッチする。
	★相談箱の設置 (通称ドクターイエロー)	アンケートでは記入が難しい児童の SOS を把握したり、担任以外に話したいことがあるなど、相談できる環境を設定したりするために、「みんなの相談ボックス」として設置する。
	☆★アンケート後の個別聞き取り	友達関係やトラブルにおいて、個別で話を聞き取る。
7	★1学期いじめ防止対策委員会	1学期に起こった事案や解決に向けての進捗状況、および児童の情報共有と支援内容の確認等を行う。
	☆★学年集会	学年集会を開き、友だちとの関わり方についてふりかえり、個別の聞き取りで出てきた事案をもとに、よりよい関わり方について考える授業を設定する。

8	☆いじめ等未然防止の研修	インクルーシブ教育について9年間を見通した小学校と中学校との授業や学習形態など、よりよい連携方法を考える。
9	☆学級のルール作りと確認	長期休み明けに、もう一度クラスのルールを確認する。違う意見でも受けとめることや、相手の話を最後まで聞くことなど、学級で再確認する。
	☆学級懇談会	保護者同士がつながり合い、相談し合えるように、グループトークなどの時間を設ける。
10	☆運動会の練習	どの子も参加できる運動会の形を話し合い、学校全体で温かい雰囲気づくりに努める。表現(ダンス)においても全員が表現できる内容にする。学年の担任全員で、学年すべての児童の指導や支援を行う。
11	☆ICT支援員による授業サポート	専門の方から説明を受けることで、情報モラルの意識を高め、ネットによるいじめへの抑制へつなげる。
	☆個人面談	学校での生活の様子を伝えるとともに、家庭で話題になっていること・心配事などを保護者と担任で共有する。
	★アンケート実施前の授業(道徳)	クラスの実態や最近の様子を踏まえて教材を選択し、アンケート前に自分ごととしてふり返る時間を設定する。
	★アンケート実施	児童の思い・気持ちをキャッチする。
	★相談箱の設置 (通称ドクターイエロー)	アンケートでは記入が難しい児童のSOSを把握したり、担任以外に話したいことがあるなど、相談できる環境を設定したりするために、「みんなの相談ボックス」として設置する。
12	☆★アンケート後の個別聞き取り	友達関係やトラブルにおいて、個別で話を聞き取る。
	★2学期いじめ防止対策委員会	2学期に起こった事案や解決に向けての進捗状況、および児童の情報共有と支援内容の確認等を行う。

1	☆学級のルールの確認	1年間のまとめの学期として学習面、生活面に取り組むことを確認して、進級に向けての意識づくりをする。
2	☆ICT 支援員による授業サポート	専門の方から説明を受けることで、情報モラルの意識を高め、ネットによるいじめへの抑制へつなげる。
2	☆校長講話(朝会等)	校長が児童に学校教育目標の意味を丁寧に説明するとともに、いじめに関する話題や読み聞かせ等で、自分や他者を思いやる心を醸成する。
	☆ピンクシャツデイ(児童会主催)	児童会が主体となり、いじめ反対の気持ちを行動で表すにはどうしたらよいかを考え、各学級で動画を作成し、学校全体で啓発運動を行う。
	☆学習発表会	互いのよさを認め合いながら発表できるように、発表内容を考える。
	★アンケート実施前の授業(道徳)	クラスの実態や最近の様子を踏まえて教材を選択し、アンケート前に自分ごととしてふり返る時間を取る。
	★アンケート実施	児童の思い・気持ちをキャッチする。
	☆★アンケート後の個別聞き取り	友達関係やトラブルにおいて、個別で話を聞き取る。
	★相談箱の設置 (通称ドクターイエロー)	アンケートでは記入が難しい児童の SOS を把握したり、担任以外に話したいことがあるなど、相談できる環境を設定したりするために、「みんなの相談ボックス」として設置する。
	☆学年・学級懇談会	ICT に関すること(タブレット端末を使用する際の約束事など)について、保護者に周知する。  1年間の児童の様子や成長や課題等を家庭と共有をする。
3	☆次年度への引継ぎ	児童一人ひとりについて丁寧に引継ぎを行う。引継ぎだけでなく、日々の共有シートも活用して過去の情報も共有する。
	☆児童支援全体会(情緒)および3学期いじめ防止対策委員会	支援を必要とする児童について、全職員で情報共有をするとともに、支援の方法や手立てを確認し、次年度に生かす。

### (3) いじめの早期解決のための対応・措置

- いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ対応する。
- 教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、即日対応を行い、その事実の有無を確認する。
- 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会（校内児童支援委員会ケース会議）」を開催し情報の共有と早期解決に努める。また、事案の記録を適切に行うとともに、市教育委員会に報告をする。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、またはいじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行う。なお、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たる、と判断した場合にも「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。また、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
  - ① いじめに係る行為の解消：  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態について、少なくとも3か月間を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
  - ② 対象児童が心身の苦痛を感じていないこと：  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。このことは、対象児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることが理解できるよう指導する。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携のもとで取り組む。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組む。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできない。いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童および、いじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通して、いじめの再発防止に取り組む。

#### **(4) 地域・関係機関等との連携**

- 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- いじめを受けた児童やいじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図る。
- コミュニティスクールへも、学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組みを進めることができるようにする。
- 学校は、いじめ防止等に向けた取組みについて、「教育活動に関する意見集約」等を用いて検証し、改善に取り組む。

#### **(5) 「教育活動に関する意見集約」における取扱い**

学校で策定した、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を「教育活動に関する意見集約」に位置付ける。

#### **(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

- SNSをはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、企業等との連携による携帯電話教室等の実施等により、児童やその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていく。

- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や道徳科、総合的な学習の時間等の授業や講演会等、様々な場面を通じて、情報モラル教育を推進する。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努める。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進める。

### 3. いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行う。

#### 【構成員】

校長・教頭、総括教諭、児童支援専任教諭、教育相談コーディネーター、児童支援担当教員、担任及び当該学年教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加する。

#### 【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、毎学期のいじめ防止の中で、児童の生活状況の情報交換やいじめ防止のための事例研究・研修を行う。

また、「いじめ防止基本方針」の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等を進める。

### 4. 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会へ報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。（市基本方針「Ⅲ重大事態への対処」14P 及び「いじめの対応の流れについて」に基づく）

**【いじめの事案が発生した時の対応】**

いじめの事案が発生した場合、学校は対象児童の安全確保を最優先とし、直ちに組織的な対応を開始する。いじめ防止対策委員会が迅速に招集され、その決定に基づき、一貫性をもって実行される。具体的な初期対応、事実確認、指導・支援の手順は以下のとおりである。

